

第5次おぢや男女共同参画プラン(概要版)

男女共同参画とは・・・

男女共同参画基本法では、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」とされています。

◆基本理念◆

「男女が共に参画できる心豊かなまちに」

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれず、それぞれが個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

◆計画の目標◆

基本目標Ⅰ

男女平等を推進する意識づくり

重点目標	施策の方向
1.男女共同参画の意識づくり	(1)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
2.男女平等を推進する教育・学習の充実	(1)男女平等意識に基づく学校等における教育の充実 (2)生涯学習機会の提供

基本目標Ⅱ

男女が共に参画でき、安心して暮らせる活力あるまちづくり

重点目標	施策の方向
1.政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1)審議会等への女性の登用促進 (2)女性の能力を発揮するための環境整備 ※
2.地域活動等における男女共同参画の促進	(1)地域活動における男女共同参画の促進 (2)防災活動における男女共同参画の促進 (3)在住外国人への支援

基本目標Ⅲ

男女が共に働きやすい環境づくり

重点目標	施策の方向
1.労働の場における男女平等の推進	(1)雇用の場における男女平等を促進するための啓発 ※ (2)商工業・農業等自営業における男女共同参画の推進 ※ (3)ハラスメント防止に向けた取組 ※
2.仕事と家庭生活を両立できる環境の整備	(1)男性の家事・子育て・介護への参加促進 ※ (2)子育て支援対策の充実 ※ (3)高齢者や障がい者等介護支援対策の充実 ※

基本目標Ⅳ

男女の人権尊重と生涯を通じた健康づくり

重点目標	施策の方向
1.あらゆる暴力の根絶	(1)暴力の防止に向けた意識啓発と理解の促進 (2)相談と支援体制の充実
2.生涯を通じた男女の健康支援	(1)「性と生殖に関する健康と権利」を尊重した健康支援 (2)性差に応じた健康支援
3.生活上の困難を抱える人への支援	(1)生活困窮者の生活の安定と自立に向けた支援 ※

※「女性活躍推進計画」に位置付ける項目

この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく小千谷市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）と一体のものとして策定することにより、計画全体の実効性を高めることとしています。

◆計画の推進◆

この計画の推進のためには、一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、行政だけでなく、市民、事業所、各種団体等と連携し、認識を深め施策を進めていく必要があります。

◆SDGsへの取組◆

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

この計画においても、SDGsに向けて取り組み、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に各項目を意識しながら男女共同参画を推進します。



◆数値目標◆

基本目標	項目	算出方法	令和2年度目標値	令和2年度実績値	令和8年度目標値
I	「男性は外で働き、女性は家庭」という考え方に「そう思わない」と回答する人の割合	市民意識調査	80%	69.8%	80%
	家庭の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	50%	43.3%	50%
	社会習慣（しきたり）で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	30%	20.0%	30%
	学校教育の場で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	80%	62.6%	80%
II	地域において「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	40%	31.5%	40%
	各種審議会等委員に占める女性の割合	総務課調べ	35%	24.3%	35%
III	職場の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	40%	31.1%	40%
	家庭内の役割分担の中で育児を男女平等に分担している人の割合	市民意識調査	40%	40.8%	50%
	男性の育児休業取得率	事業所意識調査	10%	14.3%	25%
	介護休業を取得した従業員がいる事業所の割合	事業所意識調査	—	10.3%	20%
	事業所における育児休業に関する規定の導入割合	事業所意識調査	95%	93.8%	100%
	事業所における介護休業に関する規定の導入割合	事業所意識調査	85%	89.2%	100%
IV	DVを経験した（振るわれた、振るった）ことがある人の割合	市民意識調査	減少させる	12.7% (前回調査より減少)	減少させる
	特定健康診査実施率	国法定報告	—	60.8%	65%